

地帯の谷間に若干の候補地を見出しえようか。更に上部の荒地の中に育林地拡延の余地はあるが、そこでは保安林としての役目しか期待出来ない。これは下流牧野、耕地、宅地、道路等保護の為非常に大事である。又これは主として、29年に根子岳高岳の中腹以上760町を保安林として買上げた国有林当局の責務となる。

う。しかもそれを達成する為には尚解明を要する技術的困難性が大きく横わっている。

(本調査は熊本営林局による「九州中部山岳地帯治山緑化調査研究」の一部である。細部は別途報告書に譲る)

27. 保安林の拡充強化と国有林野の配置転換について

宮大農学部 二 宮 金 次 郎

森林の機能には国土保全とという公共的部面と林産物の供給という経済的部面とがあり、特に前者はその性能を厳粛に發揮せしむるため、保安林として国家管理の下に經營せらるべき性格のものであり、これを以つて、国有林野經營の第一義の目的となす。

後者に於いては、林産資源の維持培養と、非常事態における木材需要と価格との調整に即応せしめ、併せて民有林經營の指導啓発をも兼ねしめるべく、相当面積を国有林として經營することが必要であり、これを以て国有林經營の第二義の目的となすは、我が国土地生産業に於いて他にその類例を見ることのない国家經營の意義深きものあるを認識せざるを得ない次第である。

我が国土の5割9分を占める林野面積の2400万町歩は、その地域的分布は概ね均等であり、又、如何とも左右し難き天与の存在なるも、これを所有形態別にその分布を検討する時は、遺憾ながら国土の南端たる鹿児島、宮崎の両県と北部たる北海道、東北地方に国有林過多に偏在し、背嶺山脈地帯に介在して山林により生計を営むべく宿命つけられながら、軒先から国有林に囲まれた林地無所有の零細農家の集団部落を構成し、加うるに、人口の増加は當農すらも加速度的に困難に立ち至らしめんとしている環境なしとしない。

これに反し中国、近畿、関東の中央部は極めて国有林野の存在薄く、しかも荒廃地多量に続出し、我国主要大都市は、全くこの間に介在し、初夏から晩秋にかけての台風襲来と水害との脅威は全国的の問題ではあるが、災害のため直接、間接に失われる國富及び支出される國幣は、我国商工業の中心地帯たる位置からしても莫大なる額に上り、國家の機能すら停滞せしめんとする事態を誘発すると思う。中國、近畿、関東の中央部こそ、速やかに保安林の拡充強化を計り、国有保安林として管理すべき最重要施設地点である。

これが施策実現の第一要件として、南北約二千糠に

延びた背嶺山脈列島に大規模な国土計画の下に国有林として經營すべき性格のものは万遍なく全国に必要とする所に民有林を買上げて、国有林として確保し特に保安施設の完璧を期し、一面国有林野が過多に偏在している林地無所有農家には自給經濟確立のため農・林・畜産業の各技術を総合的にとり入れさせ土地の高度利用化を計り、以つて農山村民の民主化を育成せしめるため、国有林野の地元民に対する開放を断行すべきである。即ち、全森林面積の31%を占める国有林野面積800万町歩中、500万町歩を保安施設地区及び保安林とし、専ら国土保全の第一義に充当し、残り300万町歩を国有林經營の第二義的面を担当せしめんとするものである。

これがためには、先ず現民有保安林150万町歩と新規拡充編入を要する260万町歩中、民有保安林の占める面積150万町歩に相当する地積を併せて国有林野面積は毫も縮少することなく、国有、民有の配置転換をなし、保安林は全部國家管理の下に描いて施業の合理化を図るべきである。

然るときは、あまりにも国有林が公益性に偏し、独立採算制の経済的基礎に破綻を招く如くなるも、今日の科学発展の段階からしても森林収入は決して減退せしむべきでなく、施業の合理化により治水機能を常に旺盛に發揮せしめると共に、木材収穫の方途も勘案して、緩漫なる採伐更新をなし常時山林は幼・壯・成熟林をもつて掩い、老令過熟期に入らんとする利用価値の大なるものは切り出し、収入に充当すべきである。

更に潜在的財源として研究を要する処のものは、再三発報の通り治山、治水の多額の投資により培われた水資源の利用に対する補償の評価である。

先ず、灌漑用水はともかく、仮りに電力資源用としての水利を考察するに、我国包蔵水力2,000万KWHあり、これを全部開発すると1,000億KWHの電力を得るが、電気料金1KWH10円とすれば1兆円の収

入財源となるべき将来性を有し、現在事業用水力発電量 340 億 KWH の段階においてさえも、3,400 億円の料金となり、昭和 28 年度用材 1 億 1,000 万石（素材）単価平均 1,500 円、薪炭材 1 億 0,200 万石、単価立木 150 円として、その価格 1,800 億円と看做されるが、この額は現在電気料金の半に過ぎず、若し水資源が完全に開発せられたあかつきを仮想して、その価格を比ぶるならば 1 兆円の 6 分の 1 に過ぎない。

これに加えて、森林の有形・無形の国民生活に及ぼす影響は経済的にも大きいのであるから、採算の辻撲は国有保安林施設の具現による直接受益者より目的税として徴収すべき性質のものであり、その間もし私有保安林の存続せられる間は、森林所有者にはねかえり還付さるべき性質のものである。

要するに、保安林の倍加、国有買上げ、目的税創設

による森林収入の増加、加えて国有、民有林の配置転換による地方民生の均等なる安定等は、農山村民主化の上から考えても、又中央都市の商工業保全の見地からしても、その安定の隆昌は計られ、国家再建の途上にある我が国力進展の基礎ともなるものであるから、国有林經營の焦点はこの處に集中善処されるべきではなかろうか？

斯くする事により、

研る営林署から植える営林署に主力を転じ、森林担当区の集約的拡充の下に害なす水を、利する水に転ずる事こそ、国民の強く渴望する所であり、又かかる国有林こそ、国民に深く愛され、かつ認識されるものと思うのである。

ここに、皆さんの御批判を仰ぎ、更に研究に資したいのである。以上

28. 薪炭林の萌芽は伐採後何年目に整理したらよいか

熊本営林局 日下部 兼道

試験の目的 薪炭林の手入れの 1 つとして萌芽の整理が必要であると一般にみとめられている。萌芽は伐採の直後、多数萌出して数十本を数えることは普通であるが、これは生理的にその株の生存の必要によつてあらわれる当然の結果と思われる。T—R 比率の立場から見ると、地上部 (T) が伐採によつて 0 となつたため、先ず T の回復をはかるための萌芽の簇出が起り、一方地下部 R は同じく比率回復のためその機能を縮少される筈である。このことを生理的に考えると、地上部の伐採によつて、地下部たる根がその生活エネルギー源である同化生成物の補給を断たれるために、もたらされる当然の帰結であると解せられる。

以上の考え方からいふと、萌芽は整理しさえすれば残つたものに勢力が集中して収穫を増加すると考えることは出来ない。然しこれを伐期迄放置しておくとすれば、間伐の理論と同じく、全体としての生長量を減じ無効材積を多くして経営上不利となることが容易に推察される。然らば何年目位に整理したらよいか。この問題を考える資料を得るのがこの試験の目的である。

試験地 武雄営林署管内横山国有林で元九大教授片山茂樹氏が昭和 17 年以来設置された薪炭林施設試験地（日下熊本営林局及び林試熊本支場で多少構想をかえて試験をつづけている）の北西側の境界線に隣接する上下に細長い約 2 反歩位の伐開地で地林況は左の試

験地と殆んど同一である。こじい、あらかし、うらじろがし、たぶなどの常緑広葉樹を主林木とし、なら、いぬしで、えご、ねむなどの落葉樹を混ざる当時 42 年生の萌芽林であつた。株の密度は反當 300 株程度である。

試験期日 昭和 22 年 1 ~ 2 月伐採（地元部落に払下げ）

// 25 年 3 月萌芽整理

// 30 年 8 月成績調査

試験方法 萌芽の整理は伐り株を単木的に伐り口直径 15~25cm の範囲のものをえらび、當時萌芽しているもののうち、比較的強大なものから 1 本を残し他を除去したもの、同じく 2 本立て、3 本立て、4~5 本立てにそれぞれ整理した株と対照区として放置した株の 5 種類に分け、総数約 450 個を取り混ぜて供試株とした、その後は約 5 年間放置したものである。

調査及び調査の結果 昭和 30 年 8 月現在で調査したものであるが、供試株に付した番号票の損消が多く全株について記録が出来なかつた。残存萌芽数によつて判定しうるもので伐り株の大きさがほぼ同じ程度のもの 77 株について別表のように取りまとめた。

試験結果の考察 以上の調査によつてわかつることは

(1) 伐採後 3 年目に萌芽を整理しても放置株に比して何等の効果もあらわれていない。1 本立て乃至 4~5 本立てのそれぞれの萌芽の大きさは何れも同じである。したがつて立てた本数に応じて総材積が倍加してい